

【乾燥・調製をJAや民間事業者に委託されている方へ】

水稻共済の

ぜんそうさい

全相殺方式

をご検討ください。

青色申告の方は**収入保険**をご検討ください！

JAのカントリーエレベーター等で乾燥調製を行っている方や他の農業者又は粃すり業者に乾燥や粃すり等を依頼している方は、補償が充実した全相殺方式への加入をすることができます。

補償を充実したい方におススメ！

全相殺方式は加入者の収穫量が1割を超えて減少したときに**9割まで補償**できます。

損害査定も明確！

JAや粃すり業者から提供された出荷データをもとに損害査定を行います。
損害評価員に現地評価に協力いただく必要もありません。

掛金負担を抑えたい方は・・・

補償割合を下げれば**掛金負担を抑えて加入**できます！
(次ページをご覧ください。)

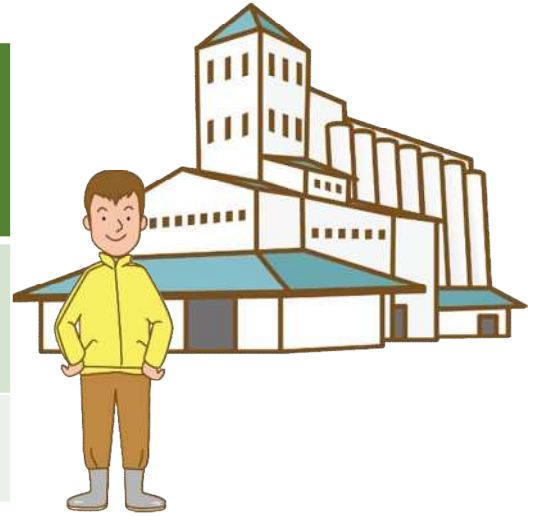
大きな被害を個別に補償して欲しい方は・・・

わずかな掛金負担で、**ほ場ごとに半分以上の大きな被害**があった場合に個別に補償する特約を付加することができます！

裏面で補償割合と掛金を比較してみましょう！

ご希望に合わせて選べます！

引受方式	補償割合	農業者負担掛金 (賦課金込み) (10a当たり)
地域 インデックス 方式	9割まで補償	161円
半相殺 方式	8割まで補償	164円



わずかな掛金負担では場ごとの大きな被害に備えられます

引受方式	補償割合	農業者負担掛金 (賦課金込み) (10a当たり)	一筆半損特例あり
全相殺方式	9割まで補償	196円	200円
	8割まで補償	156円	163円
	7割まで補償	133円	142円

補償単価を
下げて掛金を
抑えることも
できます！

掛金負担を
抑えたい方に
オススメ！

※一筆半損特約とは、収穫量が半分以上減少したほ場がある場合に、5割減収と評価して、個別に共済金を支払う特約です。
 ※基準収穫量を10aあたり500kg、1kg当たり単価199円、危険段階0と仮定した場合の計算になります。

※全相殺方式加入にはいくつかの条件があります。
 詳しくは最寄りの愛知県農業共済組合事務所までお問い合わせください。

尾張支所	(0587) 58-5800
半田出張所	(0569) 25-4451
西三河支所	(0566) 77-3220
東三河支所	(0531) 24-1789
豊川出張所	(0533) 84-7300